
プロジェクト	金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示に関する論点

I. 本資料の目的

1. 本資料は、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理及び開示の論点について、検討の方向性に関するご意見を伺うことを目的としている。

II. 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

1. 電子記録移転有価証券表示権利等の保有者における発生及び消滅の認識の時期

論点

2. 電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、既存のみなし有価証券と同一であると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理については、基本的に、現行の有価証券に係る定めに従うこととし、ブロックチェーン技術等を用いることから派生する特有の論点について、別途の定めを置くことを検討することが適当であると考えられる。
3. 現状、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いは必ずしも明らかではなく、例えばブロックチェーン上の残高が移転しても、第三者対抗要件の具備が必ずしも完結するわけではないとされている。このため、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅を認識する時期について、現行の有価証券に係る定めを適用すべきかどうか、検討する必要がある。

現行の有価証券に係る定め

(金融商品会計基準における原則)

発生¹⁾の認識

4. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)においては、金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じ

させる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならないとされている（金融商品会計基準第7項、別紙2参照）。

5. 前項の原則は、厳密には売買契約自体を認識することを意味しており、売買対象となった金融資産そのものを認識することを意味しているのではない。契約日と受渡日が異なる固定価格による売買契約を締結したときには、厳密には当該売買契約そのものを先渡契約として認識し、市場相場の変動に伴う当該契約の権利義務から生じる価値を金融資産又は金融負債として認識することになる（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、金融商品会計基準と金融商品実務指針を合わせて、以下「金融商品会計基準等」という。）第233項、別紙2参照）。売買対象となった金融資産そのものについては、当該金融資産に対する契約上の権利が生じたときに認識することとなる。

消滅の認識

6. 金融商品会計基準においては、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときに、当該金融資産の消滅を認識しなければならないとされている（金融商品会計基準第8項、別紙2参照）。さらに、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とされる（金融商品会計基準第9項、別紙2参照）。
 - (1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること¹
 - (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
 - (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと
7. 前項のとおり、金融資産の消滅の認識については、発生 of 認識と比較すると、より法的観点を踏まえた原則が定められている。

(有価証券に係る別途の定め)

8. 有価証券の発生及び消滅の認識については、金融商品実務指針において、別途の定めが次のとおり置かれている（金融商品実務指針第22項、別紙2参照）。

¹ 法的に保全されているかどうかの判定については、金融商品実務指針第31項及び第245項から第248項において説明がなされている（別紙2参照）。

- 約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う（約定日基準）。
 - ただし、約定日基準に代えて、保有目的区分ごとに、買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識することができる（修正受渡日基準）。
9. 前項の別途の定めが置かれた理由として、約定日から短期間に受渡しが行われ買手は第三者対抗要件を満たすことや、短期間に受渡しが行われ法的要件を満たすと同時に売手は対価を受領すること、将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じることなどが説明されている（金融商品実務指針第 234 項、別紙 2 参照）。
10. 金融商品実務指針における約定日基準の定めは、発生及び消滅を、売買の合意が成立した時点において認識するとの考え方を基礎としているものと考えられる。すなわち、有価証券の売買においては、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買の合意が成立した時点に該当すると考えられることから、約定日において発生及び消滅を認識することとしていると考えられる。

これまでの審議の状況

（金融商品会計基準の原則どおりとする提案）

11. 2020 年 5 月 27 日に開催された第 129 回実務対応専門委員会及び 2020 年 6 月 12 日に開催された第 435 回企業会計基準委員会において、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識について、金融商品会計基準における発生及び消滅の認識の原則（本資料第 4 項及び第 6 項参照）どおりとするのみを示すことを提案した。
12. 前項の提案は、電子記録移転有価証券表示権利等の私法上の取扱いが必ずしも明らかではないことを踏まえたものであった。すなわち、通常の有価証券のように約定日から短期間に第三者対抗要件を満たすか否かは必ずしも明らかではないため、現行の有価証券の定めに従って約定日において電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅を認識することは必ずしも適切ではないと考えられた。
13. 本資料第 11 項の事務局提案に対して、2020 年 6 月 12 日に開催された第 435 回企業会計基準委員会において、伝統的な金融商品の取引と整合的にする観点で、開示を前提として約定日基準を認めるなど、約定を起点に会計処理を行ったほうが適切

ではないかとの意見が聞かれた。

また、ブロックチェーン上の書換えが行われた場合に、法的に保全されているかなどの金融商品会計基準上の消滅の認識の原則における要件を満たさない場合であっても、有価証券の約定日基準のような何らかの例外的な定めを検討すべきではないかとの意見も聞かれた。

(発生の認識と消滅の認識とで異なる定めを置く提案)

14. 第435回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえ、2021年12月2日に開催された第141回実務対応専門委員会において以下の提案を行った。

- 電子記録移転有価証券表示権利等の発生の認識については、金融商品会計基準が定める原則に従うこととするが、実務上の便宜を考慮し、電子帳簿²が書き換えられた日に発生の認識を行うことも認める。
- 一方、電子記録移転有価証券表示権利等の消滅の認識については、法的観点からより重視されている金融商品会計基準の基本的な考え方に則り、実務上の便宜を考慮した取扱いは認めず、金融商品会計基準が定める原則に従うこととする。

15. 前項における事務局提案は、以下を踏まえたものであった。

- 金融商品会計基準が定める原則に従うこととする場合、認識を行う時点について、個々の案件ごとに判断することとなる可能性があり、実務上、負荷を生じさせることが懸念される。
- 電子帳簿が書き換えられた日と権利が移転する日に大きな乖離は生じないことが想定される³ため、電子帳簿が書き換えられた日に発生を認識することによる弊害は限定的と考えられる。
- 一方、消滅の認識については、現行の金融商品会計基準においては、発生の認識と比較して、法的観点、すなわち法的に保全されているかどうかの方がより重視された定めが置かれており、一律に電子帳簿が書き換えられた日に消滅の認識を行うことは、金融商品会計基準の基本的な考え方に反するものと考えられる。

16. 本資料第14項の事務局提案に対して、141回実務対応専門委員会において、電子帳

² 電子帳簿とは、契約上又は実態上、発行者等が管理する権利者や権利数を電子的に記録した帳簿であり、当該帳簿と連動した帳簿を含む（金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について」2-2-2）。

³ 金融庁「金融商品取引法等に関する留意事項について」2-2-2によると、電子帳簿の書換えと権利の移転が一連として行われる場合には、基本的に電子記録移転有価証券表示権利等に該当するとされている。

簿が書き換えられた日に発生を認識することを認めるのであれば、消滅についても同じ理由で電子帳簿が書き換えられた日に認識できるのではないかとの意見が多く聞かれた。

審議において聞かれた意見を踏まえた考察

(発生の認識と消滅の認識との整合性)

17. 第 141 回実務対応専門委員会において聞かれた意見を踏まえ、金融商品会計基準の原則と異なる定めを置くかどうかという点に関して、発生の認識と消滅の認識とで整合させる前提で検討を行う。
18. 仮に発生の認識と消滅の認識のいずれも、金融商品会計基準の原則に従うこととする（原則と異なる定めを置かない）と、契約締結時に先渡契約を認識し、その後有価証券そのものの発生又は消滅を認識することとなり、現行の有価証券の取扱い（金融商品実務指針第 22 項、別紙 2 参照）と比較し、処理が煩雑となることが懸念される。
19. そこで、発生の認識と消滅の認識のいずれも、金融商品会計基準の原則と異なる定めを置くことを以下で検討する。具体的な認識時期として、第 141 回実務対応専門委員会において発生の認識時期として提案した「電子帳簿が書き換えられた日」及び「売買の合意が成立した時点」について検討する。

(金融商品会計基準の原則と異なる定めの内容)

電子帳簿が書き換えられた日

20. 「電子帳簿が書き換えられた日」は電子記録移転有価証券表示権利等のどの売買取引にも存在するタイミングであり、保有企業にとって実務的に把握可能な時点であると考えられる。

しかし、実務上、電子帳簿が書き換えられた日は取引成立日より遅くなることも考えられ、買手が取引成立日からその価格変動等のリスクに実質的に晒されていると考えられることを考慮すると、認識のタイミングとして必ずしも適切ではないものと考えられる。

売買の合意が成立した時点

21. 本資料第 10 項のとおり、金融商品実務指針における約定日基準の定めは、売買の合意が成立した時点において認識するとの考え方を基礎としており、「約定日」が明確である場合には、当該約定日が売買の合意が成立した時点に該当すると考え、約定日において発生及び消滅を認識することとしていると考えられる。

電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、「約定日」がどの時点なのか明確でない場合も生じ得ると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等においては、金融商品実務指針の考え方に基づき、売買の合意が成立した時点⁴において発生及び消滅の認識を行うことを定めることが考えられる。

22. ここで、金融商品実務指針において、有価証券を約定日基準で認識することの理由の一つとして、市場の規則又は慣行により設定された期間（通常の期間）に受渡しが行われる場合、約定日から短期間に第三者対抗要件が満たされることが説明されている（金融商品実務指針第 234 項、別紙 2 参照）。

このため、電子記録移転有価証券表示権利等において売買の合意が成立した時点で認識することとする場合、短期間に買手が第三者対抗要件を満たすか否かが問題となるが、以下の理由から、短期間のうちに第三者対抗要件が具備されることを想定して電子記録移転有価証券表示権利等の認識の時期に関する定めを置いて、それによる弊害は限定的と考えられる。

- (1) 取引の安定化を図るために、速やかに第三者対抗要件が具備されるようなストラクチャーが設計されることが想定されること
- (2) これまでの事例⁵においても、速やかに第三者対抗要件が具備されるようなストラクチャーが設計されていること（例えば、ブロックチェーン上の記録の更新

⁴ なお、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」では、第 13 項において「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。」とされており、結論の背景において次の説明がなされている。

52. 我が国の会計基準においては、売却損益の認識時点に関する具体的な判断基準として、売買の合意が行われた時に売却損益の認識を行う約定日基準と、引渡時に売却損益の認識を行う受渡日基準の 2 つの方法が見られる。

53. ここで、仮想通貨の売買取引については、売買の合意が行われた後において、取引情報がネットワーク上の有価証券として記録されるプロセス等は仮想通貨の種類や仮想通貨交換業者により様々であるものの、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定していると考えられる。

そのため、売却損益の認識時点として売買の合意が成立した時点とする判断基準を示すことにより、確定した売却損益を財務諸表に反映させることができ、かつ、仮想通貨の売却損益の認識時点に関する判断の実務上の多様性も抑えられると考えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用することとした（第 13 項参照）。

⁵ 電子記録移転有価証券表示権利等の発行事例については別紙 1 参照。

がリアルタイムで受益権原簿に反映される仕組み等)

「売買の合意が成立した時点」の判断

23. 前2項のとおり、金融商品実務指針における考え方にに基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅については、売買の合意が成立した時点で認識することが考えられる。ここで、「約定日」が明確であれば、「約定日」が「売買の合意が成立した時点」に該当すると考えられるが、「約定日」が明確ではない場合、「売買の合意が成立した時点」が具体的にどの時点なのか、実務において論点となり得ると考えられる。
24. この点、電子記録移転有価証券表示権利等の取引は、市場で売買される有価証券と同様に、証券会社等が扱うことが想定されている⁶ことから、「約定日」は多くの場合、明確であると考えられる。また、「約定日」は現行の有価証券の実務とも整合するため、取引関係者にとって受け入れやすいものと考えられる。
25. 一方で、「約定日」が明確ではない場合においては、「売買の合意が成立した時点」がどの時点なのか、個別に判断することが必要となる。

この点、電子記録移転有価証券表示権利等の事例が限られている現状では「売買の合意が成立した時点」に関する具体的なガイダンスを示すことは難しいことから、「売買の合意が成立した時点については、書面、口頭を問わず、売買について実質的に当事者間で合意した時点を個々の取引の実態に応じて判断することが考えられる。」との考え方のみを示すことが考えられる⁷。

⁶ 電子記録移転有価証券表示権利等については、一部の場合を除き、第一種金融商品取引業（金融商品取引法第28条第1項）の規制が適用される。

⁷ 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」第20項に次のとおり記載されている。

「契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう（第5項参照）。契約における権利及び義務の強制力は法的な概念に基づくものであり、契約は書面、口頭、取引慣行等により成立する。顧客との契約締結に関する慣行及び手続は、国、業種又は企業により異なり、同一企業内でも異なる場合がある（例えば、顧客の属性や、約束した財又はサービスの性質により異なる場合がある。）。そのため、それらを考慮して、顧客との合意が強制力のある権利及び義務を生じさせるのかどうか並びにいつ生じさせるのかを判断する。」

また、実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」第30項に次のとおり記載されている。

「この点、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引においても、ストック・オプション会計基準における考え方と同様に、交付する株式とその対価である取締役等が提供するサービスが等価で交換されているとみなすことが適切であると考えられ、その等価であることを表す時点は企業と取締役等が合理的な意思をもって条件付の契約を締結した時点であると考えら

検討の方向性に関する事務局の提案

26. 以上を踏まえ、電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅については、金融商品実務指針における考え方にに基づき、「売買の合意が成立した時点」において認識することとし、さらに以下を示すことが考えられるかどうか。
- 「約定日」が明確であれば、「約定日」が「売買の合意が成立した時点」に該当すると考えられること
 - 約定日が明確でない場合には「売買の合意が成立した時点については、書面、口頭を問わず、売買について実質的に当事者間で合意した時点を個々の取引の実態に応じて判断することが考えられる。」こと

ディスカッション・ポイント 1

電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅の認識の時期の取扱いについて、事務局提案（本資料第 26 項）に関するご意見を伺いたい。

2. 金融商品会計基準上の有価証券として取り扱われない場合の会計処理

論点

27. 金融商品会計基準等においては、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、一部の信託受益権は、有価証券として取り扱わないこととされている（金融商品実務指針第 8 項及び第 58 項、別紙 2 参照）。
28. そこで、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権について、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合の保有の会計処理をどのように定めるかが論点となる。

現行の信託受益権に係る定め

29. 本資料第 27 項に記載のとおり、一部の信託受益権については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない場合があるとされている。これらの会計処理については、金融商品実務指針及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「信託報

れる。ここで、契約を締結した時点については、書面、口頭を問わず、条件に実質的に合意した日になると考えられる。」

告」という。)において、次の定めがある。

- ① 金銭の信託（金融商品実務指針第 98 項及び信託報告 Q1 及び Q2）
- ② 有価証券の信託（金融商品実務指針第 78 項及び信託報告 Q3 から Q5）
- ③ ①、②以外の金融資産の信託（金融商品実務指針第 100 項及び信託報告 Q3 から Q5）
- ④ 金融資産以外の信託（信託報告 Q3 から Q5）

分析

30. 電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、本資料第 2 項に記載のとおり、金融商品取引法上の既存のみなし有価証券と同一であると考えられることから、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する前項に示した信託受益権を保有する場合の会計処理についても、前項の各定めに従って会計処理を行うことが適当と考えられる。
31. ただし、発生及び消滅の認識については、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る契約において、「約定日」がどの時点なのか、必ずしも明確ではないことに起因して、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、本資料第 26 項に記載のとおり、現行の有価証券の定め（「約定日」又は「修正受渡日基準」）とは異なる定め（「合意が成立した時点」）を提案している。

そのため、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権のうち、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として取り扱うこととされているもの⁸について、それが電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合、本資料第 26 項の事務局提案で示した時点でその発生及び消滅の認識を行うことが考えられる。

検討の方向性に関する事務局の提案

32. 以上を踏まえ、金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権について、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合の保有の会計処理については、以下のように定めることが考えられるがどうか。

⁸ 例えば、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合など、有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととなるとされている（金融商品実務指針第 58 項、別紙 2 参照）。

- 金融商品実務指針及び信託報告の定めに従って会計処理を行う。
- ただし、金融商品実務指針及び信託報告の定めに基づき、結果的に有価証券として取り扱うこととされている場合、発生及び消滅の認識については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の定め（本資料第 26 項）に従う。

ディスカッション・ポイント 2

金融商品会計基準等上の有価証券として取り扱われない一部の信託受益権について、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する場合の保有の会計処理について、事務局提案（本資料第 32 項）に関するご意見を伺いたい。

III. 電子記録移転有価証券表示権利等の開示（発行及び保有）

論点

33. 現行の会計基準上、有価証券に関しては⁹、次のとおり注記事項が定められている¹⁰。

（発行者）

- ・ 株主資本等変動計算書に対する注記として、発行済株式の種類及び総数に関する注記等が求められている（企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 9 項、別紙 2 参照）。

（保有者）

- ・ 注記すべき重要な会計方針の例として「有価証券の評価基準及び評価方法」が示されている（企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 4-5 項）。
- ・ 金融商品の状況に関する事項（取組方針や金融商品の内容及びそのリスク等）及び金融商品の時価等に関する事項、並びに保有目的ごとの区分に応じた一定の注記が求められている（金融商品会計基準第 40-2 項、企業会計基

⁹ 信託受益権に関しては、金融商品として扱われるものについては金融商品としての開示が求められるほか、特段の開示の定めは置かれていない。ただし、信託報告 Q7 の A2(3)において、自己信託の信託財産及び受益権について、追加情報として一定の注記を行うことが適当である旨が記載されている。

¹⁰ 表示については、企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」第 5 項において株主資本の区分が定められている以外、会計基準上、特段の定めはない。

準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第 4 項、別紙 2 参照)。

34. 電子記録移転有価証券表示権利等の開示の取扱いについて、現行の有価証券及び信託受益権に関する開示の定めに加えて、追加の定めを要するか否かを検討する。

分析

(基本的な考え方)

35. 本資料第 2 項に記載のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等の権利の内容は、既存のみなし有価証券と同一であると考えられる。このため、電子記録移転有価証券表示権利等の開示に関して、みなし有価証券を発行又は保有する場合に適用される開示の定めに従うことにより、有用な情報が開示されるものと考えられる。
36. ただし、電子記録移転有価証券表示権利等に固有の性質、すなわちブロックチェーン技術等を用いて移転することを踏まえ、保有する場合の発生及び消滅の認識の時期を検討している(本資料第 2 項から第 26 項)。この点に関連して追加の開示が必要かどうか、以下で検討する。

(保有する場合の発生及び消滅の認識の時期に関する追加の開示の要否)

37. 本資料第 26 項で示したとおり、電子記録移転有価証券表示権利等を保有する場合の発生及び消滅についての認識規準として、「売買の合意が成立した時点」を提案している。
38. この点、現行の金融商品実務指針においては、有価証券の発生及び消滅の認識について、約定日基準又は修正受渡日基準によることとされており、同一の権利を有していても、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するかどうかによって発生及び消滅の認識規準が異なり得る。

ここで、保有する有価証券に認識規準の異なるものが混在する場合、追加的な情報(認識規準の異なる有価証券の貸借対照表計上額等)を開示することが有用である可能性もあるが、期末において保有する権利は同一であるため、追加的な情報による便益は限定的と考えられる。

39. また、発生及び消滅の認識に関する会計方針については、重要性の乏しいものを除き、重要な会計方針として注記がなされることとなるため¹¹、追加の定めを置く必

¹¹ 現行の金融商品会計基準等において、発生及び消滅の認識について、約定日基準又は修正受渡基準を選択することとされているが、会計方針の開示は明示的に要求されていない。

要はないと考えられる。

40. したがって、保有する場合の発生及び消滅の認識の時期について、追加の開示に関する定めを設ける必要はないものと考えられる。

検討の方向性に関する事務局の提案

41. 以上を踏まえ、電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の開示の定めについては、現行の有価証券及び信託受益権の開示に関する定めに従うこととし、追加の定めを設けないことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント 3

電子記録移転有価証券表示権利等の開示の取扱いについて、事務局提案（本資料第 41 項）に関するご意見を伺いたい。

以 上

(別紙1)

電子記録移転有価証券表示権利等の発行事例¹²

発行月	発行する電子記録移転有価証券表示権利等の内容	発行価額	第三者対抗要件
2021年4月	社債	1億円	受渡日にプラットフォームにおける名義が更新されたとき ¹³ に第三者対抗要件が具備される(受渡日は、特に定めのある場合を除き、取引の成立日から起算して3営業日目)。
2021年8月	受益証券発行信託の受益権(裏付けは不動産)	14億円	プラットフォーム上での譲渡記録をもって受益権原簿の名義書換が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される。
2021年11月	信託受益権(裏付けは不動産)を購入する匿名組合に対して出資を行う匿名組合への出資持分(信託受益権の取得予定価格:18億円)	8億7千万円	匿名組合出資持分の移転が有効となった日の翌営業日にプラットフォーム上のセキュリティトークンの移転の記録に基づいて確定日付のある承諾書の作成が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される(当該移転を第三者に対して対抗するためには、民法第467条第2項に準じて、確定日付のある承諾書により発行者の承諾を得る必要があると解されている)。
2021年11月	受益証券発行信託の受益権(裏付けは信託受益権(裏付けは不動産)の一部)	7億6千万円	プラットフォーム上での譲渡記録をもって受益権原簿の名義書換が行われ、その時点で第三者対抗要件が具備される。

¹² 2021年11月までに有価証券届出書又は取引管理約款が公表されている発行事例を対象としている。表の記載は有価証券届出書又は取引管理約款を参照している。

¹³ 目論見書によると、社債原簿の記録の管理のためにブロックチェーン技術を用いて構築されたプラットフォームが用いられるとしている。

(別紙2)

参照している会計基準等

1. 会計処理

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(「金融商品会計基準」)¹⁴

<p>Ⅲ. 金融資産及び金融負債の発生及び消滅の認識</p> <p>1. 金融資産及び金融負債の発生の認識</p> <p>7. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない。</p>
<p>2. 金融資産及び金融負債の消滅の認識</p> <p>(1) 金融資産の消滅の認識要件</p> <p>8. 金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識しなければならない。</p> <p>9. 金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、次の要件がすべて満たされた場合とする。</p> <p>(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること</p> <p>(2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること</p> <p>(3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと</p>
<p>(結論の背景)</p> <p>1. 金融資産及び金融負債の発生の認識</p> <p>55. 商品等の売買又は役務の提供の対価に係る金銭債権債務は、一般に商品等の受渡し又は役務提供の完了によりその発生を認識するが、金融資産又は金融負債自体を対象とする取引については、当該取引の契約時から当該金融資産又は金融負債の時価の変動リスクや契約の相手方の財政状態等に基づく信用リスクが契約当事者に生じるため、契約締結時においてその発生を認識することとした(第7項参照)。</p> <p>したがって、有価証券については原則として約定時に発生を認識し、デリバティブ取引については、契約上の決済時ではなく契約の締結時にその発生を認識しなければならない。</p>

¹⁴ 2019年改正を反映させている。

2. 金融資産の消滅の認識

(1) 基本的考え方

56. 金融資産については、当該金融資産の契約上の権利を行使したとき、契約上の権利を喪失したとき又は契約上の権利に対する支配が他に移転したときに、その消滅を認識することとした（第8項参照）。例えば、債権者が貸付金等の債権に係る資金を回収したとき、保有者がオプション権を行使しないままに行使期間が満了したとき又は保有者が有価証券等を譲渡したときなどには、それらの金融資産の消滅を認識することとなる。

(2) 金融資産の譲渡に係る支配の移転

57. 金融資産を譲渡する場合には、譲渡後において譲渡人が譲渡資産や譲受人と一定の関係（例えば、リコース権（遡求権）、買戻特約等の保持や譲渡人による回収サービス業務の遂行）を有する場合がある。このような条件付きの金融資産の譲渡については、金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する方法（以下「リスク・経済価値アプローチ」という。）と、金融資産を構成する財務的要素（以下「財務構成要素」という。）に対する支配が他に移転した場合に当該移転した財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する方法（以下「財務構成要素アプローチ」という。）とが考えられる。証券・金融市場の発達により金融資産の流動化・証券化が進展すると、例えば、譲渡人が自己の所有する金融資産を譲渡した後も回収サービス業務を引き受ける等、金融資産を財務構成要素に分解して取引することが多くなるものと考えられる。このような場合、リスク・経済価値アプローチでは金融資産を財務構成要素に分解して支配の移転を認識することができないため、取引の実質的な経済効果が譲渡人の財務諸表に反映されないこととなる。

58. このため、本会計基準では、金融資産の譲渡に係る消滅の認識は財務構成要素アプローチによることとし、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは次の三要件がすべて充たされた場合とすることとした（第9項参照）。

(1) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡された金融資産に対して請求権等のいかなる権利も存在しないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要である。したがって、譲渡人が実質的に譲渡を行わなかったこととなるような買戻権がある場合や譲渡人が倒産したときには譲渡が無効になると推定される場合は、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。なお、譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになる。

- (2) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること

譲受人が譲渡された金融資産を実質的に利用し、元本の返済、利息又は配当等により投下した資金等のほとんどすべてを回収できる等、譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。したがって、譲渡制限があっても支配の移転は認められるが、譲渡制限又は実質的な譲渡制限となる買戻条件の存在により、譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受することが制約される場合には、当該金融資産の支配が移転しているとは認められない。

なお、譲受人が特別目的会社の場合には、その発行する証券の保有者が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できることが必要である。

- (3) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと

譲渡人が譲渡した金融資産を満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していることにより、金融資産を担保とした金銭貸借と実質的に同様の取引がある。現先取引や債券レポ取引といわれる取引のように買戻すことにより当該取引を完結することがあらかじめ合意されている取引については、その約定が売買契約であっても支配が移転しているとは認められない。このような取引については、売買取引ではなく金融取引として処理することが必要である。

会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（「金融商品実務指針」）

有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの

8. 金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、これに類似するもので活発な市場があるもの（例えば、国内CD）は、有価証券として取り扱う。

一方、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。）は、有価証券として取り扱わない。

有価証券の売買契約の認識

22. 有価証券の売買契約については、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の間である場合、売買約定日に買手は有価証券の発生を認識し、売手は有価証券の消滅の認識を行う（以下「約定日基準」という。）。ただし、約定日基準に代えて保有目的区分ごとに買手は約定日から受渡日までの時価の変動のみを認識し、また、売手は売却損益のみを約定日に認識する修正受渡日基準によることができる。

約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合、売買契約は先渡契約であり、買手も売手も約定日に当該先渡契約による権利義務の発生を認識する。

受渡しに係る通常の期間

23. 受渡しに係る通常の期間とは、原則として、我が国の上場有価証券については、証券取引所の定める約定日から受渡日までの日数など、金融商品の種類ごとに、かつ、市場又は取引慣行ごとに、通常受渡しに要する日数をいう。例えば、上場株式の発行日取引や発行前に約定される債券の店頭取引等については、個別具体的なケースごとに市場の慣行であると合理的に考えられる日数をいう。

金融資産の消滅の認識

権利に対する支配が移る場合における金融資産の財務構成要素

30. 財務構成要素アプローチにおける財務構成要素には、将来の現金の流入、回収サービス権、信用リスク及びその他の要素がある。

将来の現金の流入は市場リスクにさらされており、回収サービス権は当該金融資産の管理・回収業務に係るものである。

譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

31. 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されているかどうかについては、次の点を考慮して判定する。

- ① 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができるか否か。
- ② 譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれた場合、管財人が当該譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できるか否か。

上記②に関して現行法制の下においては、第三者対抗要件を満たす場合に譲渡金融資産は「法的に保全」されているものとして取り扱う。

支配の移転が認められる譲渡制限

32. 譲渡制限があっても譲渡人から譲受人への支配の移転が認められる場合の譲渡制限とは、次のようなものである。

- ① 譲受人に最も有利な第三者からの購入の申込みと同一条件による譲渡人の優先的買戻権の存在
- ② 譲受人が売却又は担保差入れをする場合における譲渡人の承認（回収が不経済となったり、債務者を困難な状況に置くことがないか検討するための承認である。したがって、譲渡人の利益のため不合理に留保する場合を除く。）
- ③ 譲受人が譲り受けた資産を多数の第三者に売却することができる場合における譲渡人の競争相手への売却禁止（当該競争相手が唯一の潜在的な買手である場合を除く。）

支配の移転が認められる譲渡人の買戻権

33. 譲渡人に買戻権がある場合でも、譲渡金融資産が市場でいつでも取得することができるとき、又は買戻価格が買戻時の時価であるときは、当該金融資産に対する支配が

移転している。他方、譲渡金融資産が市場で容易に取得できないもので、かつ、買戻価格が固定価格であるものは、当該金融資産に対する支配は移転していない。

また、流動化資産の残高が当初金額の一定割合を下回った結果、回収サービス業務コストの見合いから譲渡人が当該残高を買い戻すクリーンアップ・コールは、支配の移転が認められる買戻権である。

有価証券の範囲

58. 金融商品取引法第2条第1項及び第2項においては、有価証券の種類を限定列挙する形で有価証券の定義が行われているが、本報告では、金融商品取引法に定義する有価証券以外ののものであっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについては、有価証券として取り扱うこととする。これに該当するものとしては、例えば、国内CDがある（第8項参照）。

また、金融商品取引法に定義する有価証券であっても、企業会計上、有価証券として取り扱うことが適当であるとは認められないものについては、有価証券として取り扱わないこととする。これには、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。）が該当する。ただし、信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合（第100項(2)参照）など、有価証券（債券、株式等）とみなして取り扱われるものは、結果的に有価証券として取り扱うこととなる。

本報告で「有価証券」という場合、特に断りがない限り、有価証券として取り扱うものを含み、有価証券として取り扱わないものを含まない。

有価証券の信託

78. 有価証券の信託は、保有する有価証券を信託財産として、その「管理」、「運用」又は「処分」を委託するものであるが、当該信託を構成する有価証券は、自己で保有していたときと同一の保有目的区分に分類し、それによって評価及び会計処理を行う。ただし、有価証券の信託時に保有目的区分を変更した場合には、本報告の第80項から第89項までの有価証券の保有目的区分の変更に係る取扱いに準拠しなければならない。

なお、有価証券を購入と同時に信託した場合には、その時点で保有目的区分を決定し、それに従った評価及び会計処理を行う。

金銭の信託

金銭の信託の範囲と構成物の処理

98. 信託財産構成物は、本報告に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約に係る貸借対照表価額とする。運用を目的とする信託財産構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして評価及び会計処理を行う。したがって、運用を目的とする信託財産構成物の評価差額は当期の純損益として処理する。

なお、信託財産構成物の取得原価は、企業の保有する同一資産から簿価分離された取得原価に基づき、信託契約ごとに算出する。

また、金銭の信託の計算期間にかかわらず、原則として、企業の各事業年度に属する純損益を、本報告に従い当該事業年度に計上しなければならない。

金融資産の信託受益権の保有者の会計

100. 金融資産の信託受益権（金銭の信託及び有価証券の信託を除く。）の保有者は、信託受益権を次のとおり評価する。

(1) 信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。ただし、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、(2)のように信託を実体のある事業体とした評価を行うことができる。

(2) 信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

有価証券の売買契約の認識

231. 有価証券の買手は約定日からその市場変動リスク等にさらされているため、約定日に有価証券を認識することに異論はないが、売手については、伝統的な会計処理基準の考え方に基づき有価証券を引き渡したときに初めて消滅するという有力な見解がある。現物を引き渡さなければ支配の移転はなく、さらに、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合又は決済代金を用意できなかった場合、有価証券を引き渡すことなく消滅もしないことになるから、受渡日基準で資産の消滅を認識すべきであるというものである。

232. これに対し、通常の間内に受け渡す有価証券の売買については、約定日から受渡日までの期間に、売手はオーバーナイトの現先取引等一部の極めて限られた運用ができるだけであって、実質的に自由処分権は喪失しており、当該有価証券に対する支配、言い換えれば当該有価証券から生じるキャッシュ・フロー等の権利は買手に移転し、売手は現金の入金と引き換えに当該有価証券を引き渡す義務を負っているのみであるから、約定日に認識すべきものであるという見解がある。この見解によれば、買手が約定日から受渡日の間に破産に至った場合、売手にペナルティーが生ずることなく契約は無効とされるから、約定日後に生じた第一の後発事象として、売手は約定日に認識した処理を取り消せばよいことになる。また、伝統的な受渡日基準を適用している場合に受渡しが期末を越えるとき、売手は当該有価証券について期末に時価又は

償却原価で評価することになるが、このような処理は、売手が市場変動リスクにさらされておらず、売却損益が確定している事実と反することになる。

233. 金融資産の契約上の権利又は金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときは、原則として、当該金融資産又は金融負債の発生を認識しなければならない（金融商品会計基準第7項）とされている。これは、厳密には当該売買契約自体を認識するのであって、契約日と受渡日が異なる固定価格による売買契約は先渡契約であるから当該売買契約そのものを先渡契約として認識し、市場相場の変動に伴う当該契約の権利義務から生じる価値を金融資産又は金融負債として認識すべきことを意味しており、売買対象となった金融資産又は金融負債そのものを認識するのではないと解される。

234. 金融資産の売買の契約は市場の規則又は慣行により設定された期間（通常の期間）に当該金融資産の受渡しを行うことを定めている。通常の受渡期間による売買契約を締結した有価証券については、受渡期間が短いため、現物は受渡日まで売手にあるが、金融資産の消滅の認識における法的保全の要件（現物を引き渡さなければ第三者対抗要件がないこと。）を満たしていなくとも、短期間に受渡しが履行され法的要件を満たすと同時に対価を受領すること、受渡しの履行結果も約定日後短期間に明らかとなること、与信管理を行っていれば通常、不履行のリスクは極めて低いこと、また、売買契約締結により売手の当該有価証券の将来キャッシュ・フローに対する支配は実質的に買手に移転しており、売買約定日から時価の変動リスク又は発行者の財政状態等に基づく信用リスク等が買手に生じることから、有価証券の売買取引について売手も買手も原則として約定日に有価証券の発生又は消滅を認識すべきものとした。

235. 実務的な会計処理として、買手については、約定日に有価証券と未払金を計上する約定日基準とともに、簡便法として継続適用を条件に、有価証券自体は計上せず時価変動差額を有価証券に計上するとともに当期の純損益又は純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上する修正受渡日基準を認めることとした。したがって、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未受取となっている有価証券の時価変動差額のみを処理することも認められる。

また、売手についても、約定日に有価証券の消滅とともに未収入金及び有価証券売却損益を計上する約定日基準と、継続適用を条件として、有価証券自体の消滅を認識せず、売却損益を、貸借対照表上、有価証券の時価変動差額として処理する一方、損益計算書上、有価証券売却損益として計上する修正受渡日基準（この処理により当該有価証券は売却価額により評価される。）を認めることとした。したがって、期中は受渡日基準により処理し、決算日に約定済みで未引渡になっている有価証券の売却損益のみを処理することも認められる。

なお、市場取引も相対取引も取引内容は同一なので、同一処理を行う。

236. 約定日から受渡日までの期間が通常の期間よりも長い場合、市場性ある有価証券については、通常の期間内に受け渡す有価証券の売買価格に受渡日までの期間の金利等が反映された先渡価格が売買価格となるとともに、売手は、通常、受渡期限まで所有している当該有価証券の経済的便益を享受できるので、売買契約を買手も売手も先渡契約として約定日に認識し、決算日における未決済の先渡契約をデリバティブ取引として時価評価し、評価差額を当期の純損益として計上する。ただし、当該先渡契約が、売手にとって売却対象である有価証券に関しヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

また、当該先渡契約が、買手にとって予定取引に係るヘッジ会計の要件を満たしている場合には、ヘッジ会計を適用する。

金融資産の財務構成要素

244. 金融資産を一体としてそのリスクと経済的価値のほとんど全てが第三者に移転した場合に当該金融資産の消滅を認識する「リスク・経済価値アプローチ」に対し、「財務構成要素アプローチ」は、金融資産を構成する財務構成要素の一部に対する支配が第三者に移転した場合に移転した当該財務構成要素の消滅を認識し、留保される財務構成要素の存続を認識する。

財務構成要素には、将来の現金の流入、回収コスト又は信用リスク及びその他の要素として期限前償還リスク等がある。

財務構成要素アプローチの考え方は、元利のある債券又は債権について、元本部分と金利部分を分離して流動化したり、債権又は金利の一部を譲渡する時代の要請に適合する。

譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること

245. 契約又は状況により譲渡人は譲渡を取り消すことができる場合、又は譲渡人が破産、会社更生法、民事再生法等の下に置かれたときに管財人が譲渡金融資産に対し返還請求権を行使できる場合は、譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていない。したがって、このような場合、金融資産の消滅を認識しない。

246. 「法的に保全されている」とは、譲渡人に倒産等の事態が生じても譲渡人やその債権者等が譲渡金融資産に対して取り戻す権利を有していないこと等、譲渡された金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていることが必要とされている。したがって、第三者対抗要件の具備留保では、この要件を満たしていない。また、譲渡人の債権者には、譲渡金融資産に係る債務者が譲渡人に対する債権を有する場合の当該債務者も含まれ、当該債務者は当該債権と譲渡された金融資産とを相殺することができることと解されていることから、第三者対抗要件を満たした上で、債務者対抗要件を満たす必要があることになる。なお、債務者対抗要件を満たした時点で存在

する債務者の譲渡人に対する債権は譲渡された金融資産と相殺できると解されている。

しかし、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）では容易に第三者対抗要件を満たす方法が定められているが、債務者対抗要件については債務者の保護の立場から、そのような措置を採っていない。現状では債務者対抗要件を満たす行為は一般的ではなく、手間も費用もかかる。金融商品会計基準は法的保全として第三者対抗要件を想定していると解され、また、債権譲渡特例法による債権の流動化については、債権流動化の促進を阻害しないため債務者対抗要件を満たしていない場合でも例外的に債権の消滅を認めてよいと考えた。

247. 指名債権の譲渡は、民法第467条により、譲渡人が債務者に通知し、又は債務者がこれを承諾しなければ、これをもって債務者その他の第三者に対抗することを得ないとし、当該通知又は承諾は確定日付のある証書をもってしなければ債務者以外の第三者に対抗することを得ないとしている。したがって、民法の下では第三者対抗要件を満たせば同時に債務者対抗要件を満たすことになる。

一方、債権譲渡特例法に基づき指名債権であって金銭の支払を目的とした債権を譲渡した場合、同法第2条により、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第467条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなされ、当該登記の日付をもって確定日付とされる。しかし、債務者対抗要件を満たすには、債務者譲渡登記証明書の交付による通知又は債務者の承諾が必要である。

248. 譲渡された金融資産が譲渡人及びその債権者の返還請求権の対象となる状態にあるかどうかは、法的観点から判断されることになるが、個々の状況において法的に有効かどうか判断することであり、高度な法律上の解釈を要する場合には、弁護士等法律の専門家の意見を聴取する必要がある。

2. 開示

金融商品会計基準

VII-2. 注記事項

40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
 なお、市場価格のない株式等については時価を注記しないこととする。この場合、当該金融商品の概要及び貸借対照表計上額を注記する。
- (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価等の開示に関する適用指針¹⁵

金融商品の時価等に関する事項

4. 「金融商品の時価等に関する事項」(金融商品会計基準第 40-2 項(2))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる。

なお、有価証券及びデリバティブ取引については、当該有価証券又はデリバティブ取引により生じる正味の債権又は債務等の内容を示す名称を付した科目をもって貸借対照表上に掲記していない場合でも注記する。また、貸借対照表上の掲記にかかわらず、有価証券については、流動資産における項目と固定資産における項目とを合算して注記ことができ、デリバティブ取引については、資産項目と負債項目とを合算して注記することができる。

また、貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。

加えて、個別財務諸表における子会社株式及び関連会社株式については、個別財務諸表上、子会社株式と関連会社株式にそれぞれ区別して注記する。

なお、金融商品の時価は、金融商品会計基準等に定める時価に基づいて算定するものとし、委託手数料等取引に付随して発生する費用は含めないものとする。

(2) 有価証券については、(1)に加えて、保有目的ごとの区分に応じ、次の事項を注記する。

- ① 売買目的有価証券
 当期の損益に含まれた評価差額
- ② 満期保有目的の債券

¹⁵ 2019 年の改正を反映させている。

ア 当該債券を、貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるもの及び当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該貸借対照表計上額、当該時価及びその差額

イ 当期中に売却したものがあつた場合には、債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益及び売却の理由

なお、アの注記にあつては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。

③ その他有価証券

ア 当該有価証券を、貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの及び当該貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価又は償却原価、当該貸借対照表計上額及びその差額

イ 当期中に売却したものがあつた場合には、売却額、売却益の合計額及び売却損の合計額

なお、当該注記にあつては、有価証券の種類（株式及び債券等）ごとに区分して記載する。また、アの注記にあつて、債券については種類ごとに区分して記載することができる。

④ 当期中に売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の保有目的を変更した場合には、その旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を注記する。

⑤ 当期中に有価証券の減損処理を行った場合には、減損処理を行った旨及び減損処理額を注記する。

株主資本等変動計算書に関する会計基準

9. 株主資本等変動計算書には、次に掲げる事項を注記する。

(1) 連結株主資本等変動計算書の注記事項

- ① 発行済株式の種類及び総数に関する事項
- ② 自己株式の種類及び株式数に関する事項
- ③ 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
- ④ 配当に関する事項

(2) 個別株主資本等変動計算書の注記事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

なお、個別株主資本等変動計算書には、上記の事項に加え、(1)①、③及び④に準ずる事項を注記することを妨げない。

また、連結財務諸表を作成しない会社においては、(2)の事項に代えて、(1)に準ずる事項を個別株主資本等変動計算書に注記する。

財務諸表等規則及び財務諸表等規則ガイドライン

(重要な会計方針の注記)

第8条の2

会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

- 一 有価証券の評価基準及び評価方法

… (以下略) …

8の2-1 規則第8条の2第1号に掲げる事項については、次の点に留意する。

1 有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項（第1号及び第2号を除く。）に規定する有価証券及び申込証拠金領収証をいう。新株申込受付票は、申込証拠金領収証に準じて取り扱うものとする。信託受益権（同項第1号又は第2号に掲げる権利をいう。）及び内国法人の発行する譲渡性預金の預金証書等で有価証券として会計処理することが適当と認められるものは、有価証券に含めるものとする。

(附属明細表の種類)

第121条

附属明細表の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券明細表
- 二 有形固定資産等明細表
- 三 社債明細表
- 四 借入金等明細表
- 五 引当金明細表

金融商品会計実務指針

有価証券として取り扱うもの及び有価証券として取り扱わないもの

8. 金融商品取引法に定義する有価証券に該当しないが、これに類似するもので活発な市場があるもの（例えば、国内CD）は、有価証券として取り扱う。

一方、金融商品取引法に定義する有価証券に該当しても、信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するものに限る。）は、有価証券として取り扱わない。

有価証券の信託

78. 有価証券の信託は、保有する有価証券を信託財産として、その「管理」、「運用」又は「処分」を委託するものであるが、当該信託を構成する有価証券は、自己で保有していたときと同一の保有目的区分に分類し、それに従って評価及び会計処理を行う。ただし、有価証券の信託時に保有目的区分を変更した場合には、本報告の第80項から第89項までの有価証券の保有目的区分の変更に係る取扱いに準拠しなければならない。

なお、有価証券を購入と同時に信託した場合には、その時点で保有目的区分を決定し、それに従った評価及び会計処理を行う。

金銭の信託の範囲と構成物の処理

金銭の信託の保有目的区分

97. 金銭の信託は金銭を財産として委託する信託であり、運用を目的とする金銭の信託は信託財産の短期的な売買等で信託財産の価値を上昇させ、受益者に帰属させるものである。金銭の信託（合同運用を除く。以下同じ。）は、以下のように保有目的により運用目的、満期保有目的又はその他に区分することができるが、これらの判定と会計処理は信託契約の単位ごとに行うものとする。

金銭の信託は一般に運用を目的とするものと考えられ、運用目的以外の目的とするためには、それが客観的に判断できることが必要である。したがって、金銭の信託を満期保有目的に区分し、信託財産構成物である債券を満期保有目的の債券として会計処理するためには、信託契約において、原則として受託者に財産の売却を禁止しており、かつ、信託期日と債券の償還期限とが一致していることなどが明確である必要がある。

また、信託財産構成物である有価証券をその他有価証券として区分するためには、信託契約時において、企業が当該信託を通じて有価証券等を保有する目的が、運用目的又は満期保有目的のいずれにも該当しないという積極的な証拠によって裏付けられ、かつ、信託財産構成物である有価証券の売買を頻繁に繰り返していないという事実に基づかなければならない。

金銭の信託の会計処理

98. 信託財産構成物は、本報告に従って評価及び会計処理を行ったとした場合の評価額を付し、それらの合計額をもって信託契約に係る貸借対照表価額とする。運用を目的とする信託財産構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして評価及び会計処理を行う。したがって、運用を目的とする信託財産構成物の評価差額は当期の純損益として処理する。

なお、信託財産構成物の取得原価は、企業の保有する同一資産から簿価分離された取得原価に基づき、信託契約ごとに算出する。

また、金銭の信託の計算期間にかかわらず、原則として、企業の各事業年度に属する純損益を、本報告に従い当該事業年度に計上しなければならない〔設例9〕。

金融資産の信託受益権の保有者の会計

100. 金融資産の信託受益権（金銭の信託及び有価証券の信託を除く。）の保有者は、信託受益権を次のとおり評価する。

- (1) 信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。ただし、信託受益権の保有者が多数で、信託財産を持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行うことが困難な場合には、
- (2) のように信託を実体のある事業体とした評価を行うことができる。

(2) 信託受益権が優先劣後等のように質的に分割されており、信託受益権の保有者が複数である場合には、信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を信託に対する金銭債権（貸付金等）の取得又は信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。ただし、企業が信託財産構成物である金融資産の委託者である場合で、かつ、信託財産構成物が委託者たる譲渡人にとって金融資産の消滅の認識要件を満たす場合には、譲渡人の保有する信託受益権は新たな金融資産ではなく、譲渡金融資産の残存部分として評価する。

以 上